## 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術

区分1に分類される手術	手術件数
ア 頭蓋内腫瘤摘出手術等	25
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	54
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	48
区分2に分類される手術	手術件数
ア 靭帯断裂形成手術等	3
イ 水頭症手術等	34
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	1
オ 角膜移植術	0
カの肝切除術等	7
キとは一字宮附属器悪性腫瘍手術等	1
区分3に分類される手術	手術件数
ア 上顎骨形成術等	3
イー上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オー内反足手術等	0
カー食道切除再建術等	8
キの種死体腎移植術等	0

ア	人工関節置換術	103
1	乳児外科施設基準対象手術	7
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	22
I	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び体外循環を要する手術	0
<b>オ</b>	経皮的冠動脈形成術	12
	・急性心筋梗塞に対するもの	2
	・不安定狭心症に対するもの	1
	<ul><li>その他のもの</li></ul>	9
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	78
	・急性心筋梗塞に対するもの	14
	・不安定狭心症に対するもの	9
	・その他のもの	55

区分4に分類される手術件数 (胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術)

198

期間 令和5年1月1日~令和5年12月31日まで